

(作成日：令和2年4月1日)
(最終更新日：令和7年12月2日)

輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱

第1 目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、輸出食品等について、諸外国・地域の政府又は民間事業者から、産地や放射性物質検査等に関する日本の政府機関による文書の発行が求められている。

本要綱は、一定の条件が満たされることを条件に、本要綱に基づく証明又は確認（以下、本要綱において「証明等」という。）を行う都道府県（以下、本要綱において「発行主体」という。）が、農林水産省輸出・国際局と協議の上、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第5条に基づく産地、放射性物質検査等に関する証明書又は確認書（以下、本要綱において「証明書等」という。）を発行する場合の手続を定めるものである。

第2 本要綱の対象となる食品等

本要綱の対象となる食品等は、輸出先国が求める証明書の対象としている食品、飼料その他の品目のうち第3のIに掲げるものをいう。

第3 輸出される食品等に係る手続

I 証明書等の発行の対象となる食品等

食品等のうち水産物を対象とする。また、水産物は、我が国から輸出される水産食品（直接又は加工後に食される食用の水産動物及び海藻類並びにそれらの加工品）及び飼料（水産動物及び海藻類由来の動物の餌とすることを専ら目的とした产品）とする。

ただし、中華人民共和国向けは食用水産物に限るものとする。

II 証明等の対象となる内容

発行主体による証明等の対象となる内容は、原則として、以下の（1）から（3）までとする。

- (1) 産地（加工（包装等の最終製品に至るまでの全ての過程）を行った都道府県名、水揚地及び採捕又は生産した海域等）
- (2) 製造年月日
- (3) 放射性物質検査結果

III 証明書等の発行要件

発行主体は、以下の（1）及び（2）に掲げる輸出先国等向けに輸出される水産物については、それぞれ当該（1）及び（2）に規定する要件を満たす場合に限り、証明書を発行することとする。

（1）韓国

以下の①の要件を満たし、かつ、②から④までのいずれかの要件を満たすこと。

- ① 韓国の輸入停止措置を受けていないもの。
- ② 平成 23 年 3 月 11 日より前に採捕及び加工されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、平成 23 年 3 月 11 日より前に加工されたものであること。
- ③ 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県（以下、本要綱において「福島県等の 16 道都県」という。）の沿岸域以外で採捕され、かつ、水揚げ及び加工（包装等の最終製品に至るまでの全ての過程を含む。以下、本要綱において同じ。）されたものであること。
- ④ 福島県等の 16 道都県の沿岸域において採捕され、又は福島県等の 16 道都県で水揚げ若しくは加工された水産物については、放射性物質の基準に適合していること。

（2）中華人民共和国

以下の①から③までの全ての要件を満たすこと。

- ① 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都及び千葉県の沿岸域以外で採捕され、かつ、水揚げ及び加工されたものであること。
- ② 放射性物質（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134 及び 137 をいう。）の検査を行い、検査結果については、中華人民共和国国内及び C O D E X の基準値を超えないものであること（下記（注）参照）。
- ③ 放射性ストロンチウム 90 及び放射性トリチウムの検査の結果に係る別紙の要件。

（注）中華人民共和国国内基準値

放射性ヨウ素は、470 Bq/kg 未満

放射性セシウムは、800 Bq/Kg 未満

C O D E X 基準

放射性ヨウ素は、100 Bq/Kg 未満

放射性セシウムは、1,000 Bq/kg 未満

IV 証明書等の申請及び発行手続

1 証明書等の発行を申請する者は、以下の（1）から（3）まで及び必要に応じて（4）から（9）までに掲げる書類を、書面等により発行主体に提出する。

なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）により、申請する場合にあっては、以下の（3）及び必要に応じて（4）から（8）までに掲げる書類を添付して発行主体に申請すること。

- （1） 証明書等発行申請書（別記様式1）
 - （2） 必要事項を記入した輸出に係る証明書等案（別紙 ZZ-02 の別記様式2－1 から 2－12 のいずれか（輸出先国・地域の政府から証明書等が求められる場合）又は別記様式2（民間事業者から証明書等が求められる場合））
 - （3）（2）の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）
 - （4） 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類
 - （5） 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し
 - （6） 製造年月日を確認できる書類
 - （7） 農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」（URL：http://www.maff.go.jp/export/e_shoumei/kensa_kikan.html）に掲載されている放射性物質検査機関による放射性物質検査結果の報告書
 - （8） 削除
 - （9） 証明書等の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した委任状（別記様式3）
- 2 発行主体は、1により提出を受けた各書類の内容を確認し、問題がないと認め場合は、1（2）の証明書等案の内容を偽造防止用紙に転記した上で、証明書等を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書等に関する不正の疑いがある場合には、証明書等の発行を留保することとする。また、発行主体は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

第4 申請先

農林水産省輸出・国際局がホームページ上で公表する発行主体の連絡先

第5 証明書発行状況の報告

発行主体は、四半期ごとに、第3に基づく証明書の発行状況を別記様式5に取りまとめ、農林水産省輸出・国際局長に対し、四半期が終了する月の翌月 20 日までに報告する。

附 則（令和5年8月2日付け5輸国第1826号）

- 1 この要綱は、令和5年8月3日から施行する。
- 2 EFTA（ノルウェー、アイスランド、スイス及びリヒテンシュタインをいう。）向けに輸出する食品等に係る証明書の発行については、別に定めるまでの間、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月2日付け7輸国第3342号）

この要綱の施行前に、この要綱による改正前の第4に基づき行われた申請に係る発行手続については、なお従前の例による。

(別記様式1)

○○向け食品等の輸出に関する証明（確認）申請書

年 月 日

発行主体の担当部局長 殿

事業者名
法人番号（法人のみ）
所在地
代表者名
(上記代理人)
事業者名
法人番号（法人のみ）
所在地
役職・氏名

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」第3のIVの1の規定に基づき、（別記様式2又は別紙ZZ-02の別記様式2（別記様式2-1から2-12のいずれか））について証明（確認）をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明（確認）書については、当該証明（確認）を行ったことに基づき、証明（確認）書発行主体及び証明（確認）者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

注：証明又は確認のいずれかを選択して記載する。

(別記様式2)

Declaration for the import into (name of country or region)

..... **Products from Japan**

Invoice Number..... Declaration Number

..... (Name of exporter)

DECLARES that the (products) of this consignment composed of:

.....(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at (embarkation place)

on(date of embarkation)

by(identification of transporter)

going to..... (place and country of destination)

which comes from the establishment

.....(name and address of establishment)

is originating from a prefecture of

has been sampled on.....(date), subjected to laboratory analysis on

(date) in the.....(name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137. Analytical report is attached.

Exporter (name, address, country)

.....

Consignee (name, address, country)

.....

Certification by

Done at on

authorized representative of competent authority

(別記様式3)

年 月 日

証明（確認）書発行主体の担当部局長 殿

委 任 状

事業者名
法人番号（法人のみ）
所在地
代表者名

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」第3のIVの1の規定に基づく証明（確認）書発行のための申請手続に係る権限を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明（確認）書については、当該申請に基づく証明（確認）を行ったことに基づき、証明（確認）書発行主体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

委任期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委 任 先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所 在 地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。

(案)

(別記様式4)

輸出される食品等に関する確認書

年 月 日

御中

住所
名称

担当者部署名：
担当者氏名：
連絡先：

海外向けに輸出される食品等に関する証明書の申請にあたり、下記の事項が事実と相違ないことを確認しました。

記

(以下の事項のうち必要な項目について、以下のとおり記述する。)

商品名：

確認項目		確認事項
1	数量、重量、包装形態	
2	生産	名称
	・加工施設	都道府県・国名
		所在地
		製造所固有記号

※ 製造所固有記号は、現品に表示がある場合に記載し、表示がない場合は「N/A」と記載するものとする。

(別記様式5)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 宛

発行主体の担当部局

輸出証明書発行状況報告書

輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱第5の規定に基づき、証明書の発行状況を下記の通り報告します。

記

証明書発行主体名 :

報告対象期間 : ○○年度第○四半期分 (○○年○月～○月)

単位 : 件

	第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月	年度累計
○○向け○○ 証明書					
○○向け○○ 証明書					

(注) 輸出先国等・証明書の種類別に記載すること。

到来していない四半期の欄は空欄とすること。

担当部局 : ○○県○○部○○課

担当者名、連絡先 : ○○、電話番号 xxx-xxx-xxxx

(別紙) 中国向け水産物の放射性物質検査結果に係る追加要件

令和7年7月28日以降に中国向けに水産物を輸出する際には、水産食品にあってはその最終加工施設、活水産物にあってはその最終包装施設毎に、

1. 初回輸出時に、放射性物質検査機関が行ったストロンチウム90及びトリチウムに係る検査結果（令和5年8月24日以降であって、申請日から遡って2年以内に実施したものであること。なお、検査を行った品目と当該輸出ロットの品目が異なっても差し支えない）の報告書の写しの提出を求め、同検査結果が次の基準を超えていないことが確認できること。

中国国内基準

ストロンチウム90:290 Bq/kg

トリチウム:650,000 Bq/kg

Codex基準

ストロンチウム90:100 Bq/kg

トリチウム:10,000 Bq/kg（乳児用食品を除く）、1,000 Bq/kg（乳児用食品）

2 2回目以降の輸出時は、輸出ロット毎に1の検査結果の報告書の写しの提出を求め、同検査結果が1の基準を超えていないことが確認できること。